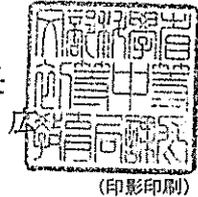




29初児生第1791号
平成30年3月29日

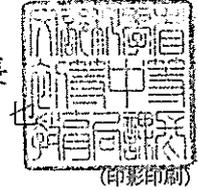
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
（高等部を置くものに限る。）を置く各国立大学法人担当課長
附属高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
（高等部を置くものに限る。）を置く各公立大学法人担当課長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷 卓



(印影印刷)

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の
結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
妊娠した生徒への配慮については、これまでも各学校等において様々な取組を行っていただいているところですが、この度、別添のとおり全国の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を行ったところ、平成27年4月から平成29年3月までの2年度間に生徒の妊娠の事実を学校が把握した件数（2,098件）のうち、妊娠を理由に懲戒として退学の処分を行った事案は認められなかったものの、生徒又は保護者が引き続きの通学を希望していた等の事情があるにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が32件認められたところです。

つきましては、以下に掲げる留意事項等を踏まえ、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対し、厚生労働省の高等専修学校主管課におかれては、所管の高等専修学校に対し、本調査結果を御連絡いただくとともに、各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

1 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方

(1) 生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先

としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであること。その際、退学、停学及び訓告の処分は校長の判断によって行うものであるが、生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないという対応も十分考えられること。

また、当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学、休学又は全日制から定時制・通信制への転籍を支援することも考えられること。

なお、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」（平成22年2月1日付け21初児生第30号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において示しているとおり、生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準については、あらかじめ明確化し、生徒及び保護者等に対して周知しておくことが重要であること。

- (2) 妊娠した生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思を十分確認することが大切であるとともに、退学以外に休学、全日制から定時制・通信制への転籍及び転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと。

2 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方

- (1) 妊娠した生徒が引き続き学業を継続する場合は、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行う必要があること。また、体育実技等、身体活動を伴う教育活動においては、当該生徒の安全確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなど母体に影響を与えないような対応を行う必要があること。
- (2) 妊娠を理由として退学をせざるを得ないような場合であっても、再び高等学校等で学ぶことを希望する者に対しては、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、高等学校卒業程度認定試験があること、就労を希望する者や将来の求職活動が見込まれる者等に対しては、ハローワーク及び地域若者サポートステーション等の就労支援機関があることなどについて、当該生徒の進路に応じた必要な情報提供等を行うこと。

また、各教育委員会においては、妊娠を理由として過去に高等学校等を退学した者についても、これらの関係機関と連携しつつ、学習相談等の効果的な支援の実施を推進すること。

3 日常的な指導の実施

妊娠による学業の遅れや進路の変更が発生する場合があります。これにも留意が必要であることを踏まえ、学習指導要領に基づき、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう性に関する指導を保健体育科、特別活動で行うなど、学校教育活動全体を通じて必要な指導を行うこと。

(本件連絡先)

【中途退学について】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係
03-5253-4111 (3299)

【性に関する指導について】

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
03-5253-4111 (2918)

公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果

H30.3.29

【 調査の趣旨 】

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態を把握する

【 調査対象 】

公立の高等学校(全日制及び定時制に通学する生徒に限る)及び都道府県教育委員会

問1 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に、妊娠の事実を学校が把握した生徒数

(単位:人)

	全日制	定時制
生徒数	1,006	1,092

問2 問1に該当する生徒に対し、妊娠を理由として行った懲戒(事実行為としての懲戒を含む)件数

(単位:件)

		全日制		定時制	
		回答数	割合	回答数	割合
①法的効果を伴う懲戒	退学	0	0.0%	0	0.0%
	停学	1	0.1%	0	0.0%
	訓告	0	0.0%	0	0.0%
②事実行為としての懲戒	自宅謹慎	2	0.2%	0	0.0%
	学校内謹慎・別室指導	6	0.6%	5	0.5%
	説諭	35	3.5%	15	1.4%
	その他	28	2.8%	3	0.3%
計(学校が何かしらの懲戒を行った生徒数)		72	7.2%	23	2.1%

※妊娠だけでなく生徒の普段の生活態度等、総合的に判断したもの

問3 問1に該当した生徒の在籍状況

(単位:件)

平成29年9月1日現在における、妊娠した生徒に係る在籍状況

	全日制		定時制		
	回答数	割合	回答数	割合	
①産前産後(概ね出産の前後6~8週間程度)を除く全ての期間通学(※)	319	31.7%	459	42.0%	
妊娠・出産を理由とする	②課程の変更	9	0.9%	26	2.4%
	③産前産後(概ね出産の前後6~8週間程度)以外の妊娠期・育児期における休学	42	4.2%	146	13.4%
	④転学	153	15.2%	25	2.3%
	退学	⑤懲戒退学	0	0.0%	0
⑥退学を勧めた結果として「自主退学」		21	2.1%	11	1.0%
⑦真に本人(又は保護者)の意思に基づいて自主退学		371	36.9%	271	24.8%
⑧妊娠・出産以外を理由とする②~⑦	91	9.0%	154	14.1%	
計		1006	100.0%	1092	100.0%

※妊娠後も休学・転学・退学もせずに在籍した者について計上

問4 問3の在籍を決定する際の状況

【退学】

(単位:件)

(1)妊娠又は出産を理由として、学校が退学を勧めた結果「自主退学」した生徒について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①生徒又は保護者の意思を確認したところ、引き続きの通学、休学又は転学を希望していたが、学校は退学を勧めた	12	57.1%	6	54.5%
②生徒又は保護者の意思を確認したところ、今後についての明確な希望はなく、学校が退学を勧めた	9	42.9%	5	45.5%
③生徒又は保護者の意思は確認せず、学校が退学を勧めた。	0	0.0%	0	0.0%

(単位:件)

(2) 妊娠又は出産を理由として、学校が退学を勧めた理由について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①母体の状況や育児を行う上での家庭の状況から、学業を継続することが難しいと判断したため	10	47.6%	8	72.7%
②本人の学業継続が、他の生徒に対する影響が大きいと判断したため	4	19.0%	1	9.1%
③学校における支援体制(ハード面、ソフト面)が十分ではなく、本人の安全が確保できないと判断したため	6	28.6%	2	18.2%
④その他	1	4.8%	0	0.0%

(単位:件)

(3) 妊娠又は出産を理由に退学した生徒に対し、高等学校卒業程度認定試験等継続した学びや、「地域若者サポートステーション」等就労に向けた制度等について情報提供を行ったかについて

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①行った	287	73.2%	199	70.6%
②行わなかった	105	26.8%	83	29.4%

(単位:件)

(4) (3)に関して、情報提供を行わなかった理由について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①既に本人が情報を得ていたため	14	13.3%	15	18.1%
②情報提供の必要はないと学校が判断したため	50	47.6%	30	36.1%
③その他	41	39.0%	38	45.8%

【休学・転学】

(単位:件)

(5) 妊娠又は出産を理由として、休学又は転学した生徒について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①生徒から自発的に休学又は転学を申し出た	155	79.5%	148	86.5%
②生徒又は保護者の意思を確認したところ、引き続き通学することを希望していたが、学校が休学又は転学を勧めた	26	13.3%	12	7.0%
③生徒又は保護者の意思を確認したところ、退学を希望していたが、学校が休学又は転学を勧めた	6	3.1%	7	4.1%
④生徒又は保護者の意思を確認したところ、今後について明確な希望はなく、学校が休学又は転学を勧めた	8	4.1%	4	2.3%
⑤生徒又は保護者の意思は確認せず、学校が休学又は転学を勧めた	0	0.0%	0	0.0%

(単位:件)

(6) 学校が休学又は転学を勧めた理由について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①母体の状況や育児を行う上での家庭の状況から、学業の継続又は本校での学業の継続が難しいと判断したため	25	62.5%	16	69.6%
②本人の学業継続が、他の生徒に対する影響が大きいと判断したため	4	10.0%	0	0.0%
③学校における支援体制(ハード面、ソフト面)が十分ではなく、本人の安全が確保できないと判断したため	5	12.5%	2	8.7%
④その他	6	15.0%	5	21.7%

【課程の変更】

(単位:件)

(7) 妊娠又は出産を理由として、課程を変更した生徒について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①生徒から自発的に課程の変更を申し出た	7	77.8%	22	84.6%
②生徒又は保護者の意思を確認したところ、引き続き在籍課程での通学を希望していたが、学校が課程の変更を勧めた	2	22.2%	2	7.7%
③生徒又は保護者の意思を確認したところ、休学、転学又は退学を希望していたが、学校が課程の変更を勧めた	0	0.0%	1	3.8%
④生徒又は保護者の意思を確認したところ、今後について明確な希望はなく、学校が課程の変更を勧めた	0	0.0%	1	3.8%
⑤生徒又は保護者の意思は確認せず、学校が課程の変更を勧めた	0	0.0%	0	0.0%

(単位:件)

(8) 学校が課程の変更を勧めた理由について

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①母体の状況や育児を行う上での家庭の状況から、在籍課程での学業の継続が難しいと判断したため	1	50.0%	3	75.0%
②本人の在籍課程での学業継続が、他の生徒に対する影響が大きいと判断したため	1	50.0%	0	0.0%
③在籍課程における支援体制(ハード面、ソフト面)が十分ではなく、本人の安全が確保できないと判断したため	0	0.0%	0	0.0%
④その他	0	0.0%	1	25.0%

問5 問3の「全ての期間通学」に該当する生徒に対し、学校が行った配慮事項について

(単位:件)

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①体育等実技を伴う教育活動(体育大会や球技大会など)について、実技に代え、レポート提出、プリント学習、見学等に代替した	147	46.1%	286	62.3%
②つわりなど体調不良により欠席した場合には、補習(補習授業やプリント学習等)を実施した	54	16.9%	79	17.2%
③保護者やかかりつけの病院との連絡先など、緊急時の対応についてあらかじめ確認した	130	40.8%	265	57.7%
④当該生徒の体調管理等の観点から、本人(又は保護者)の希望も踏まえ、必要な教職員に妊娠又は出産の事実を共有し、適宜情報共有を図った	219	68.7%	348	75.8%
⑤校内に託児所を設置又は近隣の託児施設の紹介等を行った	0	0.0%	4	0.9%
⑥その他	53	16.6%	59	12.9%

問6 妊娠を理由とした懲戒(事実行為としての懲戒を含む)の基準の有無(平成29年9月1日時点)

(単位:校)

(1) 都道府県・市町村教育委員会

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①あり	0	0.0%	0	0.0%
②なし	628	100.0%	127	100.0%

(2) 各高等学校

(単位:校)

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①あり	2	0.1%	3	0.5%
②なし	3,309	99.9%	602	99.5%